

ID: 40

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	十和田市市民交流プラザ条例 第9条
例規番号	平成25年条例第37号

**【基準】**

第9条の規定による。

(使用料)

第9条 プラザ(スモールオフィス及び駐車場を除く。以下この項において同じ。)の使用料は、無料とする。ただし、入場料、参加料、会費その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収してプラザを使用する場合は、使用の許可と同時に、次の表の左欄に掲げる入場料等の額の区分に応じ、別表第1(1)に定める基本使用料に次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。

入場料等の額	割合
1人当たりの入場料等の最高額が500円未満の場合	100分の130
1人当たりの入場料等の最高額が500円以上1,000円未満の場合	100分の150
1人当たりの入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満の場合	100分の200
1人当たりの入場料等の最高額が2,000円以上の場合	100分の300

2 前項の規定にかかわらず、事業を営む個人(当該事業のために使用する場合に限る。)若しくは営利を目的とする団体又は営利を目的として使用する個人若しくは団体が第7条第1項又は第2項ただし書の許可(スモールオフィス及び駐車場の使用の許可を除く。)を受けたときは、当該許可と同時に別表第1(1)に定める基本使用料に100分の300を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。

3 スモールオフィスの使用の許可を受けた者は、使用を開始する前に別表第1(2)に定める使用料を納付しなければならない。

4 駐車場を使用する者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)のうち、第1項ただし書若しくは第2項の規定に該当しないもの又はスモールオフィスの使用の許可を受けたもの

(2) 使用者(第7条第2項本文の許可を受けた者及びスモールオフィスの使用の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)のうち、第1項ただし書又は第2項の規定に該当しないものが主催する行事の参加者。ただし、次項第1号に該当するものを除く。

(3) 市がプラザを使用して主催し、又は共催する行事の参加者

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の駐車場の使用料の上限は、1日1回の使用につき200円とする。

(1) 使用者のうち、第1項ただし書又は第2項の規定に該当しないものが主催する不特定多数の者を対象とした行事の参加者

(2) 使用者のうち、第1項ただし書又は第2項の規定に該当するものが主催する行事の参加者

6 プラザを冷暖房期間(7月1日から9月30日まで及び11月1日から翌年の3月31日までをいう)。

以下同じ。)に使用する場合若しくは冷暖房期間以外の期間に冷暖房を使用してプラザを使用する場合(スモールオフィス、エントランスホール若しくは駐車場を使用する場合又はプレイルーム若しくは親子ふれあいスペースを占有しないで使用する場合を除く。)又は附属設備若しくは備品類を使用する場合は、使用の許可と同時に別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 43

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市市民交流プラザ条例 第12条		
<b>例 規 番 号</b>	平成25年条例第37号		
<b>【基準】</b>			
<p>第12条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けようとする者又は使用者がプラザの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第7条第3項の許可の条件に違反するとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 46

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市コミュニティセンター条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成30年条例第1号		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (使用料)                  第6条 コミュニティセンターの使用料は、別表に定める額とする。                  2 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 49

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市コミュニティセンター条例 第9条		
<b>例規番号</b>	平成30年条例第1号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者若しくは使用者がコミュニティセンターの使用につき次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上やむを得ない理由が生じたときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第4条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 62

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	改善措置命令等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市生活環境保全条例 第27条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第141号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第27条の規定による。                  (改善措置命令等)</p> <p>第27条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者(第17条、第20条第3項、第21条及び第22条の規定に係るものを除く。)が当該勧告に従わないときは、期限を定めて処理方法の改善、当該違反行為の是正その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 63

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用停止命令等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市生活環境保全条例 第28条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第141号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第28条の規定による。                  (使用停止命令等)                  第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者(第18条、第19条、第20条第1項及び第23条の規定に係るもの並びに特定施設以外の施設の管理者を除く。)がその命令に従わないときは、施設の一部若しくは全部の使用の停止又は違反行為に係る是正を命ずることができる。                  2 空地の所有者等が前条の規定による命令に従わない場合は、市が当該空地の雑草の除去を行い、それに要した費用を当該空地の所有者等に請求することができる。                  3 市長は、第1項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、十和田市生活環境保全審議会(第30条の規定により設置されたものをいう。)の意見を聴くとともに、当該特定施設に係る環境汚染物質等の排出者(飛散者を含む。)若しくは当該違反行為者又はそれらの代理人に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 64

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市生活環境保全条例 第37条の2及び第38条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第37条の2及び第38条の規定による</p> <p>第37条の2 第11条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 (両罰規定)</p> <p>第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の各違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	一般墓地の使用制限及び命令		
例規名 根拠条項	十和田市霊園条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用制限及び命令)</p> <p>第6条 市長は、一般墓地の使用許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)に対し、霊園の管理上必要があると認めるときは、その使用について制限し、又は処置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、霊園の管理上又は改良事業等施行のためやむを得ないときは、使用者に対し期間を定めて一般墓地の移転を命ずることができるこの場合において、市長は、これに代わる替地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 68

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地使用許可の取消し		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第12条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>第12条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用権の消滅及び取消し)</p> <p>第12条 使用者及びその家族が所在不明となり、又は縁故者がなく、10年を経過したときは、使用権は消滅する。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地霊園の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の日から使用せず、3年を経過したとき。</p> <p>(2) 使用者が一般墓地を転貸したとき。</p> <p>(3) 使用者が使用許可の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>3 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに一般墓地を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>4 使用者が前項に規定する措置を行わないときは、市長がこれを行い、当該使用者からその費用を徴収する。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 69

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第13条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条の規定による。 (使用料)</p> <p>第13条 一般墓地霊園を使用しようとする者は、使用許可と同時に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第1種 1区画につき147,000円</p> <p>(2) 第2種 1区画につき97,650円</p> <p>2 前項の使用料は、還付しない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 70

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	管理手数料の徴収														
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例 第14条第1項														
<b>例規番号</b>	平成17年条例第140号														
<p><b>【基準】</b>                      第14条の規定による。                      (管理手数料)                      第14条 使用者は、次の表に定める額の管理手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th colspan="3">1区画1年分の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">4,290円</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める管理手数料は、毎会計年度開始後6か月以内に市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、年度の中途において使用許可を受ける者については、その都度全額納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、必要があると認めた場合は、第1項の管理手数料を減額し、又は免除することができる。</p>				種別	1区画1年分の金額			第1種		4,290円		第2種		2,460円	
種別	1区画1年分の金額														
第1種		4,290円													
第2種		2,460円													
<b>備考</b>															
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日												

ID: 72

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	一般墓地名義変更及び再交付の手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第15条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条の規定による。  (名義変更及び再交付の手数料)</p> <p>第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第10条及び次条第2項の規定に該当する者が名義変更をする場合 1件につき 200円</p> <p>(2) 許可証を亡失し、又は汚損し、再交付を受ける場合 1件につき 200円</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年4月1日

ID: 74

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市霊園条例 第26条		
例規番号	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b> 第26条の規定による。 (罰則) 第26条 市長は、霊園の施設若しくは樹木を損傷し、又は許可なくして使用した者に対して1万円以下の過料に処することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 76

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	臨時使用者に対する措置命令等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市霊園条例施行規則 第22条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第125号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第22条の規定による。  (臨時使用者に対する措置命令等)</p> <p>第22条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「臨時使用者」という。）の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該臨時使用者に対し、指導し、又は必要な措置を講ずるよう命ずるものとする。</p> <p>(1) 工事用の材料器具類を放棄散在し、又は排水流通を妨げるとき。  (2) 許可した工事内容を変更したとき。  (3) みだりに園内においてたき火をしたとき。  (4) 前面通路その他禁止区域内で自動車等の通行をしたとき。  (5) 園内の施設又は設備を使用するとき。</p> <p>2 臨時使用者は、園内の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復しなければならない。</p> <p>3 臨時使用の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 1010

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	改善の命令		
例規名 根拠条項	青森県公害防止条例 第54条第1項		
例規番号	昭和47年青森県条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第54条の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第54条 知事は、騒音規制地域内に設置されている騒音関係工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該騒音関係工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、騒音関係施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の実施の方法を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音関係施設を設置し、若しくは特定作業を実施しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第49条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音関係工場等については、同項に規定する騒音規制地域となつた日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第50条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>改善の命令</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>青森県公害防止条例 第58条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和47年青森県条例第2号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第58条の規定による。                  (改善勧告及び改善命令)                  第58条 知事は、拡声機使用者又は深夜営業者が第56条又は前条の基準に違反して騒音を発生させている場合において、その違反により周辺的生活環境又は静穏保持施設の静穏な施設環境が損なわれていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法を改善し、又は深夜における営業に伴って発生する騒音の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。                  2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音を発生させているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和 4 年 4 月 30 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1012

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	改善の命令		
例規名 根拠条項	青森県公害防止条例 第58条の10第1項		
例規番号	昭和47年青森県条例第2号		
【基準】	<p>第58条の10の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第58条の10 知事は、振動規制地域内に設置されている振動関係工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその振動関係工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該振動関係工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は振動関係施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第58条の7の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動関係施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第58条の5第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動関係工場等については、同項に規定する振動規制地域となつた日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第58条の6第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	合葬墓 使用許可の取消し		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第21条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<b>【基準】</b>			
<p>第21条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用権の消滅及び取消し)</p> <p>第21条 合葬墓の使用権は、使用許可に係る焼骨を埋蔵したときに消滅する。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、合葬墓の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第18条(第1号ウを除く。)に該当する者が使用許可を受けた場合に、当該許可の日から1年以内に焼骨を埋蔵しないとき。</p> <p>(2) 第18条第1号ウに該当する者が使用許可を受けた場合に、死亡の日から3年以内に焼骨が埋蔵されないとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和6年2月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	合葬墓 使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市霊園条例 第22条		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第22条の規定による。 (使用料)</p> <p>第22条 合葬墓を使用しようとする者は、使用許可と同時に1体(一般墓地から合葬墓に改葬する場合は、返還する一般墓地1区画)につき6万5,000円を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和6年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

処分の概要	合葬墓 名義変更及び再交付の手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市霊園条例 第23条		
例 規 番 号	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第23条の規定による。  (名義変更及び再交付の手数料)</p> <p>第23条 合葬墓の使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第20条ただし書きの規定により承継し、名義変更をする場合 1件につき 200円</p> <p>(2) 許可証を亡失し、又は汚損し、再交付を受ける場合 1件につき 200円</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和6年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市霊園条例 第24条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第140号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条の規定による。 (臨時使用)</p> <p>第24条 碑石、形像類の建設又は墳墓構築工事その他公衆の便益のために霊園を臨時に使用する場合は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用に係る使用料は1日につき200円とし、使用許可と同時に納付しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和6年2月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	